

個人情報ファイル簿（単票）

【国保年金課・国保年金係】

個人情報ファイルの名称	特定健診等データ管理システム	
行政機関等の名称	二本松市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部国保年金課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査に関する事務、特定保健指導に関する事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 住所、5 資格情報、6 特定健診受診情報、7 特定保健指導実施情報	
記録範囲	40 歳から 74 歳の二本松市国民健康保険被保険者及び旧被保険者	
記録情報の収集方法	特定健診受診結果から収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	KDB システム	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 二本松市総務部人事行政課	
	(所在地) 〒964-8601 二本松市金色 403 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 5 年 4 月 1 日